

よくあるご質問

※問1

「一代前モデル」が無いのですが、どのように申請すれば良いでしょうか。

答

「一代前モデル」が無い場合には、最新モデルの要件を満たしているだけで証明書が発行されます。但し、一代前モデルが無いというのは、新設企業の第一号製品のような例外的な場合に限られます。それ以外の場合には、類似の機能を持った製品を一代前モデルとして、「生産性向上」を計算してください。

類似の機能を持った製品が全く無い場合には、以下のように申請してください。

(1) 様式1、様式2の「生産性向上」の「生産性向上」に該当するか」の欄では、「1. 該当」、「2. 非該当」のどちらにも○印を付けない。

(2) 様式2の「生産性向上」に該当するか」の製造者記入欄の<比較指標>から<生産性向上>の項目を消して、次の文章を記入する。

「比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要」

(3) 類似の機能を持った製品が無いことを示す資料を添付する。

こうした資料としては、例えば会社の設立から申請対象の製品発表までの沿革を示した会社案内が考えられますが、各社の事情に応じて、適切な資料をご提出ください。

※問2

同じ製品を同じ企業に複数納めるのですが、別々の証明書が必要ですか。

答

同じ製品を同じ年に同じ事業所に納める場合には、1枚の証明書で結構です。同じ製品でも、納入年や納入先の事業所が異なる場合には、別の証明書が必要です。

※問3

同じ製品を別のユーザー向けに申請する際にも、同じ資料を出す必要があるのでしょうか。

答

同一製品の2度目以降の申請では、様式1及び様式2の提出だけで結構です。パンフレット等の資料は不要です。

様式2の一番上（【チェックリスト】と書かれている横の欄）に、取得済み証明書に書かれている整理番号を以下のようにご記入ください。

「この設備は既に証明書を取得しています。（整理番号：17xxxx）」

※問4

「生産性向上設備投資促進税制」の対象となった製品は、自動的に証明書発行の対象とは

ならないのでしょうか。

答

「生産性向上設備投資促進税制」の対象となっていた製品については、上記問3の場合と同様に扱います。様式1及び様式2のだけを提出してください。パンフレット等の資料は不要です。

様式2の一番上（【チェックリスト】と書かれている横の欄）に、取得済み証明書に書かれている整理番号を以下のようにご記入ください。

「この設備は生産性向上設備投資促進税制の証明書を取得しています。(整理番号:28yyyy)」

※問5

どの製品が証明書の対象となるか申請前に教えてもらえませんか。

答

当工業会では、事前審査は行わず、直接申請を出していただく方式を採用しております。申請されても証明書が出ない場合には、手数料は掛かりません。

※

※問6

海外の製品もメーカーが申請する必要があるのですか。

答

証明書の申請には、新旧モデルについての詳しい知識が必要であるため、メーカーによる申請が原則となっています。但し、代理店や子会社等、正確な申請が可能と判断される場合には、メーカー以外が申請者となることも可能です。

※

問7

海外メーカーの名前で申請する場合にも印鑑が必要ですか。

答

海外メーカーについては印鑑ではなくサインで代用することも認められています。また、サイン等については直筆の原本ではなく、原本をPDF化したものでも申請できます。

(以上)